

知っトク@ ～ 名護中学校事務だより～

令和6年5月発行 名護中学校事務 與那嶺 友美

♪ 自己紹介 ♪

名護中学校に赴任して3年目となりました事務の 與那嶺 友美 です。
事務職員として、高校1年生と小学5年生のウーマクー男児2人の母として、
仕事と子育てに奮闘する毎日です。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

♪ 令和6年度事務室メンバー紹介 ♪

- ・ 與那嶺 友美 (担当：学校事務全般、転出入、教材費 等)
- ・ 知念 亜由美 (担当：職員給与、文書受付・管理 等)
- ・ 金城 綾 (担当：教育予算、PTA予算、就学援助関係 等)

♪ 学校事務のお仕事 ♪

ところで、事務の先生ってどんな仕事しているの？とお思いの方もいる事でしょう。
子ども達にもよく聞かれます…。簡単に言うと、一般企業における「総務」・
「経理」・「受付」の業務を学校でおこなっているというイメージです。その中でも、
保護者の皆さまと関わる機会が多い業務は以下のとおりとなっています。

- ① 遅刻・欠席等の連絡 (電話対応)
- ② 転入、転出手続き関係
- ③ 就学援助、特別支援教育奨励費申請関係
- ④ 県外派遣費の申請・給付関係
- ⑤ 教材費等予算、PTA会計
- ⑥ 安全会制度 (PTA作業中のケガ等に対する保険の申請)



【お問い合わせ先】
名護中学校 事務室
電話：52-2641

必要な情報が皆さまのお手元に届くよう、今年度も
公文や事務だよりにてお知らせしていきます。
ご不明な点などありましたらお気軽にご連絡ください。



★ 就学援助の申請について (お知らせ) ★



※ 詳しくは三者面談で配布
した資料をご覧ください。

○ 就学援助とは？
小中学生がいる家庭に学用品や入学用品、
医療費等を援助する制度です。

○ 支給される対象は？
学用品、通学用品、入学用品に係る費用
や修学旅行費、校外学習費、学習通信費、
医療費などが支給されます。(限度額あり)

○ 誰でも利用できるの？
小中学生のいる全世帯が申請できます。
ただし、認定基準に沿って審査をおこない、
就学援助を行う必要があると名護市が認め
た場合のみ利用可能となります。

○ 申請の方法は？
学校から配布された「就学援助申請書」(同意書・委任状及び口座振替
依頼書)に必要事項を記入して学校へ提出します。お子さんが小学校と
中学校どちらにもいる場合は両方の学校へ申請してください。

※ 令和6年1月1日時点で名護市に住所がない方は、前住所地が発行
する所得課税証明書が必要です(6/1以降に令和6年度のを添付)。
また、税の申告をしていない方は認定されませんのでご注意ください。

○ いつから認定されるの？
当初受付したものは4月までさかのぼって認定され、7月頃に認定結果の通知
があります。その後も随時受付いたしますので、家庭環境の変化等ありましたら
ご相談ください。(当初受付後は申請した月の翌月からの認定となります)

～ 就学援助に関して、事務から皆さまへのお約束 ～

- ・ 認定者のお名前等は、原則として外部に提供いたしません
- ・ 問い合わせには丁寧にお答えいたします